

株式会社ファーストステージグループ 介護職員初任者研修事業（通学） 学 則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

名 称 株式会社ファーストステージグループ

所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3 幕張テクノガーデンB棟16階

（目的）

第2条 介護に従事しようとする者を対象とした基礎的な養成研修として、介護に携わるものが業務を遂行する上で求められる専門的な基本姿勢、基本的な知識・技術を習得するための研修とすることを目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。
介護職員初任者研修（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

株式会社ファーストステージグループ 介護職員初任者研修（通学）

（年間事業計画）

第5条 平成27年度研修事業の年間開講計画については、別添「収支予算書」のとおり実施する。

（受講対象者）

第6条 受講対象者は介護に従事することを希望する者であり、16歳以上の心身ともに健康である者とする。

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。

90,620円（受講料85,000円+テキスト代5,620円）税抜

- 2 研修費用以外、自己負担となるもの及び任意の購入品は次のとおりとする。
交通費、書籍等（任意購入）
- 3 補講料（実技確認不合格者）についての費用は2回目以降有料とする。
- 4 補講料（修了試験）についての費用は初回から有料とする。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

- (1) 教材 介護職員初任者研修テキスト 第1分冊
介護職員初任者研修テキスト 第2分冊
介護職員初任者研修テキスト 第3分冊
介護職員初任者研修テキスト 第4分冊
- (2) 補助教材 介護職員初任者研修 介護技術チェックシート
介護職員初任者研修 補助教材DVD
介護職員初任者研修 修了試験問題

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添「研修カリキュラム」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、別添「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別添「講師一覧表」のとおりとする。

(実習施設)

第12条 実習については行わない。

(募集手続き)

第13条 受講申し込み手続きは次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申し込み用紙に必要事項を記入し、FAXもしくは郵送により申し込む。但し、定員に達した場合は受付終了とする。
 - (2) 当社は申し込み内容を確認後、受講料等支払いのための書類を受講者宛てに送付する。これをもって受講申し込み手続き完了とする。
 - (3) 受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。
 - (4) 教材は受講開始日に配布する。
- 2 受講申し込み手続き完了後の解約については、研修期間の標準受講期間内において解約申出を受け、受講開始日からの期間により解約金を定め、差額については、受講者へ返還を行う。

(研修修了の認定)

第14条 第9条に定めるカリキュラムにおいて、すべての添削課題の合格ラインへの到着、スクーリング全日程の出席、知識と技術の評価テストの合格、修了試験の合格、および受講料等が完納されている者を修了者と認める。

合格＝70点以上 不合格＝69点以下

2 研修修了の認定に係る評価は、以下の方法により行う。

(1) 講義については、科目ごとに筆記試験を行い評価する。

(2) 演習については、講師による学習理解度の評価を行う。

(研修の遅刻、早退、欠席者の取扱い)

第15条 研修開始前に受講生証の提示により出欠の確認をする。やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出ることとする。なお、15分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講について)

第16条 やむを得ない事情で事業者が認めた事情において研修を欠席した場合は、研修期間内での補講を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。費用等は第7条に記載。

(受講の取り消し)

第17条 次の各号の一に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

(1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。

(2) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行をさまたげる者。

(3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者。

(4) 自力で演習内容を行うことができない者。

(5) その他、事業者が不相当とみなした者。

2 受講を取り消されるに至ったものは、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

3 当該受講生については、受講料について返金を行わない。

(修了証書等の交付)

第18条 第14条により修了を認定された者は、千葉県介護職員初任者研修事業指定事務取扱要綱の11に定める修了証明書および修了証明書(携帯用)を交付する。また、修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により有料にて再交付をする。

(修了者管理の方法)

第19条 修了者は修了者名簿に記載し、要綱に指定された様式に基づき知事に報告する。
また、修了者名情報については永年管理する。

(公表する情報の項目)

第20条 研修機関が公表すべき情報については別紙「研修機関が公表すべき情報の内訳」
をWEB上で公表する(<http://www.1st-group.jp/>)。

(研修事業執行担当部署)

第21条 研修事業は当該事業者の教育研修部で行う。

(その他留意事項)

第22条 研修事業の実施に当たり、以下のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、
苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：教育研修部 部長 与謝野 正美 電話 043-305-5211

(2) 著作権について、本講座で使用する教材・質問回答・添削問題の問題・
解答解説等の著作物に対し次のとおり禁止する。

①著作物の複製・転載・転用・インターネットによる公衆送信・販売・頒
布・譲渡・貸与・変更等を行うこと。

(本人確認)

第23条 当該研修を受講するにあたり、免許証・健康保険証等の公的書類(写し)にて
本人確認を行う。

(個人情報管理)

第24条 当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

(1) 実施や本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人情報をみだり
に他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(施行細則)

第25条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認め
られる場合は、当社がこれを定める。

(受講定員)

第26条 研修事業の定員は12名とする(実施可能な最少人数に達しない場合は、開講
をとりやめることがある)。

(養成研修事業責任者)

第27条 研修事業については、下記の管理責任者のもと遂行する。

株式会社ファーストステージグループ

教育研修部 部長 与謝野 正美

(附則)

第1条 この学則は平成27年4月1日から施行する。